

## 教育民生常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和8年3月4日(水) 第1委員会室
2. 出席委員 前田智永委員長 國利知史副委員長 近藤久子 岡野茂 青山学 松森潤平
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 橋本和憲議事事務局主任主事
5. 説明員 岡本貢生活福祉部長 亀山慎也保健医療課長 河野泰英保健医療課国保年金係長
6. 傍 聴 者 1名(うち議員 五島誠)
7. 会議に付した事件

- 1 議案第15号 庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

---

午前10時1分 開 議

- 前田智永委員長 教育民生常任委員会を開会いたします。全員出席ですので、直ちに開始いたします。本日の会議において、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しています。
- 

### 1 議案第15号 庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 前田智永委員長 それでは早速、協議事項に入ります。本日は1点、議案第15号、庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。議題の各案については既に本会議で説明が済んでいますけれども、改めて配付資料の説明をお願いします。課長。
- 亀山慎也保健医療課長 議案第15号、庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、追加で資料を提出していますので、資料に基づき令和8年度国民健康保険税率の改正について説明いたします。資料を御覧ください。まず、1. 趣旨です。条例改正案の上程時に説明した内容となります。現在、時期は調整中ですが、完全統一保険料率の実現までの期間は各市町の保険料率の調整期間と位置づけられており、本市の令和8年度の保険税について、令和7年度と同様に、計画的な基金の活用により引き上げの抑制を図ることとしています。ここからが税率算定についての説明です。2. 必要となる保険税総額の算定についてです。税率改正の算定方法になります。まず、(1)として、広島県が全体の医療費推計や国・県の交付金等の財源を踏まえ、県内で必要となる保険税総額を算出し、各市町に確保・収納する保険税総額を示します。次に、(2)として、この総額は、所得水準や被保険者数などにより、各市町に割り当てられ、(3)として、各市町は、割り当てられた保険税総額が確保できるよう、県が示す標準保険料率を参考に、市町ごとに保険税率を算定することとなります。その下が、県、庄原市、被保険者の流れを図にしたものです。次に、3. 子ども・子育て支援金制度の創設による、子ども・子育て支援納付金についてです。令和8年度から新たに追加されるもので、子ども・子育て政策の給付拡充を図るため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援金制度が創出されました。この制度の創設に伴い、子ども・子育て世帯向けの給付拡充のための財源として、令和8年度から、医療保険者は保険料と併せて新たに子ども・子育て支援納付金を徴収することとなり、国民健康保険制度においても保険税に上乘せされることとなります。

今までは、国民健康保険の保険税は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの区分でしたが、令和8年度から新たに子ども・子育て支援納付金分が追加となります。次に、2ページ、4の、算定に必要な県が示した推計値等です。まず、(1)被保険者数の推計です。表を御覧ください。広島県全体では、令和8年度は40万6,064人と見込み、前年よりも5.6%減、2万4,083人減少の見込みとなっています。また、その下、庄原市においても5,068人と見込み、前年と比較し7.2%減、393人減少の見込みとなっています。次に、(2)の、広島県全体の医療費の推計です。令和7年度の県全体の保険給付費は見込みを下回っている状況ではありますが、1人当たり保険給付費は令和5年度及び令和6年度と同規模の高い水準で推移しています。下の表のとおり、令和8年度の見込みでは、診療費総額は約2,000億円となり、被保険者数の減により、対前年で54億円減少する見込みですが、その下、1人当たりで見ると49万2,566円となり、対前年で1万5,043円増額の見込みとなっています。これらの推計を踏まえて、(3)が、県が示した本市の必要な保険税総額で、この額を令和8年度に県に納めることとなります。①の、7億439万7,567円が本市の必要な保険税額となります。②の表は令和7年度との比較で、表の合計欄を見ていただくと、令和7年度と比較して3,608万8,645円の減額となっています。③の表は1人当たり保険税額の比較で、合計欄の増減額を見ていただくと5,564円の増額となっています。次に、3ページ上段の表は、県全体の額で、同様に増額となっています。これらの増額、引き上げの要因として、次の5で、医療分の減額理由は、県全体の推計において1人当たり保険給付費は増加となったものの、国からの調整交付金や前期高齢者交付金などの公費歳入等が増加したことにより、必要な保険税額は減となったこと。後期分と介護分については、国が示す支援金や納付金の算定において1人当たりの負担見込額が増加したこと。子ども分については、令和8年度から新たに追加されることによるものです。次に、6.本市の税率改正の考え方についてです。まず、(1)として、保険税の段階的な引き上げのための基金活用可能額について整理しています。下の表のとおり、令和6年度末の基金残高3億1,635万円から、令和7年度の積立見込額と繰入見込額を踏まえて、今後の保険税調整のための基金活用可能額を2億4,402万円としています。4ページ、(2)として、県から示された標準保険料率による試算を行っています。下の表に示しているとおり、1人当たり保険税調定額は、①現行税率では11万3,463円ですが、②県から示された率で試算すると12万7,203円となり、1万3,740円、12.1%の大幅な引き上げとなります。この結果を踏まえて、(3)本市の令和8年度税率改正の考え方です。①として、現在、物価高騰などにより市民生活や地域経済が厳しい情勢にある中、高齢者が多く所得水準の低い国民健康保険の被保険者に対し、保険税の大幅な引き上げを行うことは望ましくないため、県が示す標準保険料率としない。②として、保険料の完全統一までの調整期間においては、国保財政調整基金の充当により、県が示す必要な保険税総額の水準に段階的に引き上げるとする本市の考え方に基づき、令和8年度においても基金の活用により引き上げを抑制する。③として、昨年度の税率改正時に想定していた令和8年度以降の引き上げ率などを踏まえて、完全統一までの調整期間中、可能な限り年度間で激変が生じないように、毎年平均的な引き上げとなるように、令和8年度に新設される、子ども・子育て支援納付金分の引き上げ率(2.6%)を含めて、6%の引き上げまでに抑制する。この3つの考え方により、税率改正の内容を整理しました。一番下の、令和8年度の税制改正の考え方は、2月2日に開催した国保運営協議会への諮問事項として同じ内容を記載しており、承認を受けているものです。次に、5ページでは、参考として県内14市の令和7年度の保険料率の状況をまとめています。表の左から、市名、令和7年度の保険料率の

所得割、均等割、平等割をそれぞれの県内市における順位が高い順に整理しています。真ん中よりもやや下の庄原市の欄を見てください。所得割は14番目、均等割は10番目、平等割は12番目となっており、他市と比較して保険税の抑制を図っている状況となっています。参考までに、庄原市の2つ下にある江田島市は令和6年度から県が示す標準保険料率を適用されており、所得割、均等割、平等割について、こうした水準となります。次に、6ページ、7. 税率算定についてです。これまで説明いたしました考え方等に基づき、令和8年度の改正内容は、(1) 税率改正案の表のとおりです。表の改正案の欄に新たな税率を記載しており、令和7年度と比較しています。表の改正案の欄の一番下、合計を見ていただくと、令和8年度の税率は所得割が13.2%で0.74%の増、均等割が5万9,834円で4,260円の増、平等割が3万5,823円で、2,031円の増となっています。この税率改正の内容のうち、子ども分を除いたものが議案第15号、庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容となっています。表の一番下、子ども分の均等割につきましては、18歳未満被保険者の均等割額は18歳以上被保険者が負担することとなります。内訳は表のとおりで、まず、①全被保険者の均等割を算出し、18歳未満の均等割額を、②18歳以上被保険者均等割として18歳以上被保険者に賦課するものです。次に、7ページ上段、(2) 1人当たり保険税調定額の比較は、令和7年度現行税率と比較した表です。Bの改正案の欄に、新たな税率を基に1人当たり保険税調定額を記載しています。1人当たり保険税調定額は12万256円となり、現行税率11万3,463円と比較して6,793円、6.0%の増となっています。県の標準保険料率では12.1%の引き上げになるところを、基金を活用して50%に抑制したものです。この抑制のために基金充当する額を8に記載しています。基金繰入見込額は1,686万3,000円となり、下の表に記載のとおり、基金を充当することにより1人当たりの平均調定額を6,947円引き下げることとなります。次に、9. 税率改正等に係る今後のスケジュールについてです。例年、3月議会で条例改正の議決となりますが、このたびは子ども・子育て支援納付金分の追加があり、少し変則的になります。総務省より、子ども・子育て支援納付金に係る税制改正の公布日が令和8年3月末頃となり、国民健康保険税条例参考例の提示も同時期となることが情報提供されています。したがって、子ども・子育て支援納付金分を追加する条例改正について、3月議会への議案送付ができません。子ども・子育て支援納付金分の追加は、納税義務者に負担増を求めるものであり、令和8年4月2日以降に施行し、賦課期日である令和8年4月1日に遡及して適用することは望ましくありません。これは、租税法規の不利益不遡及の原則によります。子ども・子育て支援納付金分を除く税率改正に係る条例改正案を3月議会へ議案送付し、子ども・子育て支援納付金分も含めた内容で説明した上で、子ども・子育て支援納付金分に係る条例改正は、政令公布後(3月末頃)に専決処分することで対応するように考えています。スケジュールにつきましては、下の日程のとおりです。本日、教育民生常任委員会で御説明いたしまして、3月下旬の子ども分を除く条例改正の議決の後、3月末の子ども分の条例改正を専決処分をお願いする流れを想定しています。最後に、8ページです。10として、このたびの税率改正により、どれくらいの世帯が増額になるのかを表にしたものです。令和8年1月9日現在の課税台帳を基に現在の被保険者に新税率を当てはめて計算した場合、この時期はシステム未対応のため子ども分を除いていますが、1,000円以上3,000円未満の増加が30.18%と増額分の中でも最も多い状況となっています。ただし、実際の令和8年度の賦課時点では所得や世帯状況等に変更があるため、参考程度に御覧ください。説明は以上です。

○前田智永委員長 たいま説明を受けました。この件については、本会議でも質疑が幾つかされて御

答弁いただいたところではありますが、今、補足の説明といたしますか、別の資料を持ってきていただいて説明を受けましたので質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。近藤委員。

○近藤久子委員      どのような会計もそうなのですけれども、基金というのは、本当に苦しいときにそれを繰り出して負担を少なくするためのものです。基金活用可能額が2億4,402万円あって、今回も基金を充当されるわけですが、その基金をずっとということにはならないわけです。この前も申し上げましたけれども、国の体制そのものが変わらない限りは、もちろん国民健康保険が要らないわけではないのですけれども、そういうところの考え方を常に国に言い続ける、今まで以上に言い続けていただくようなチャンスをつくっていただかないと、なかなか納付がしんどい世帯が、今でもそうなのですけれども増えてくるのではないかと。これはもう全国的にそうではないかと思います。消費税がどうの、生活がどうの、ガソリン代がどうのということももちろんあるのですけれども、大きな枠組みの中で、健康保険税というものが一人一人に食い込んでくるというか、これからも相当な負担になっていくのではないかと思います。その辺を担当課として、肌で感じるその危機感はどのように感じていらっしゃいますか。

○前田智永委員長      答弁。課長。

○亀山慎也保健医療課長      質問にお答えします。先日の予算審査分科会でも申しましたけれども、現在、どの市町においても同じ考え方で市長会に要望していますが、今後、標準税率に向かうに当たり、金額が高くなる状況はどうしても避けられないため、どういった手法がいいのかは分かりませんが、他市町の状況を参考にしながら、意見等も出しながら、共通認識として被保険者の負担が少しでも少なくなるような状況を考えていきたいなと感じています。

○前田智永委員長      近藤委員。

○近藤久子委員      繰り返して申し訳ないのですが、市長会であるとか、知事会であるとか、もっと強力に言えるようなシステムをつくり上げない限り、なかなか大きな決まり事は、法律は動かないのです。大きなうねりをつくっていただきたいと思っておりますけれども、そういうことはいかがですか。

○前田智永委員長      答弁。部長。

○岡本貢生活福祉部長      御質問にお答えいたします。言われたことは本当に身をもって感じています。まずもって基金の考え方を言っておりましたけれども、これが今2億余りあるといっても限りがあるものです。先ほどの資料の説明にもありましたけれども、完全統一というゴールがあって、完全統一した後は、それぞれ自治体に基金があってもそれを充てて独自に引き下げるような取り扱いはもうできなくなります。ですから、今は調整期間なので、その間、基金を持っているところはそれを使いながら段階的に調整をしていくという扱いをしているところで、基金が底をついたり、ないところについては江田島市のようにいきなり上げていくという対応をされているところもあります。完全統一のゴールがどこなのかというときに、書いていましたように令和12年度から令和17年度の中のどこかで完全統一を目指そうということで、今からゴールを決めていくということもありますので、そこに向けて、限りある基金を使いながら、急に高くないように調整していこうというのが本市の考え方です。先ほど言われたような被保険者の負担については、年々本当に負担感が増していると被保険者側も認識しています。このことについては、庄原市としても、これまで広島県市長会にも継続的に要望しています。その内容は、そもそも構造的に変えていかなくてはいけない、もっと国庫負担の割合を増やして被保険者の負担を減らしてほしいということが1点と、特に低所得者や子供について

は、その軽減策をより充実させてほしいということを言っています。今回の一般質問にもその辺と通ずる部分がありますけれども、市長会もそこは重点的なものとして取り上げて、継続的に国と話をされているという状況です。この声を止めてはいけないと私たちも認識していますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○前田智永委員長 近藤委員。

○近藤久子委員 江田島市も苦渋の決断だったと思います。これが、江田島市と同じような状況の中で増えてくる可能性は私はゼロではないと。そういうことを国も当然知っていると思います。そういう点で、若者たちが本当にきゅうきゅうと生活しないとイケない。今、全てのことで生活が苦しくなっているこの世の中に対して、国が納めなさいと言ってきました、無理ですというときに、何がどうなっただけでつながっていくのかなということがあります。重ね重ね申し上げて本当に申し訳ないのだけれども、とにかく国に方針を考えていただかないと、これはもうにっちもさっちもいなくなるのではないかと思っています。

○前田智永委員長 部長。

○岡本貢生活福祉部長 国においても、各制度の中で社会保険料負担を軽減していこうという声が出てきています。その中には国民健康保険も含まれていると私たちは認識していますので、そういった議論がより活発化されて国民の声がしっかり反映されるように私たちも必要な要望を続けていきたいと考えています。

○前田智永委員長 他にありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○前田智永委員長 なしと認め、質疑を終結いたします。執行者の方は御退席ください。

〔執行者 退席〕

○前田智永委員長 これより、議案第15号、庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決を行います。お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます

〔挙手する者あり〕

○前田智永委員長 全員賛成で、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。この際、お諮りします。ただいま議決いたしました本案に対する委員会審査報告書の作成等については、正副委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○前田智永委員長 それでは、そのように取り扱います。本日の教育民生常任委員会を散会いたします。

午前10時40分 散 会

---

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

教育民生常任委員会

委員長